

別表二十二の記載の仕方

- 1 この申告書は、申告対象法人（法第82条の22第1項《国内最低課税額に係る確定申告》（法第145条の9《申告及び納付等》）において準用する場合を含みます。以下1において同じです。）に規定する申告対象法人及び地方法人税法第6条第3項《基準法人税額等》に規定する法人をいいます。3から5までにおいて同じです。）が国内最低課税額に係る確定申告（法第82条の22第1項の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含みます。）の提出をいいます。6において同じです。）及び国内最低課税額に係る特定基準法人税額に係る確定申告（地方法人税法第24条の11第1項《国内最低課税額に係る特定基準法人税額に係る確定申告》の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含みます。）の提出をいいます。6において同じです。）又はこれらの申告に係る修正申告をする場合に記載します。
- 2 「本店又は主たる事務所の所在地」の欄は、納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合に、その本店又は主たる事務所の所在地を記載します。
- 3 「最終親会社等の名称」及び「最終親会社等の所在地国」の各欄は、申告対象法人（内国法人に限ります。）が特定多国籍企業グループ等（法第82条第4号《定義》に規定する特定多国籍企業グループ等をいいます。）の最終親会社等（同条第10号に規定する最終親会社等をいいます。）である場合には、記載を要しません。
- 4 「申告対象法人に係る共同支配親会社等の名称」及び「申告対象法人に係る共同支配親会社等の所在地国」の各欄は、申告対象法人が共同支配会社等（法第82条第15号に規定する共同支配会社等をいいます。以下4において同じです。）である場合に、当該共同支配会社等に係る共同支配親会社等（令第155条の3第2項第6号《定義》に規定する共同支配親会社等をいいます。以下4において同じです。）の名称及び法第82条第7号に規定する所在地国を記載します。ただし、当該共同支配会社等（内国法人に限ります。）が共同支配親会社等である場合には、この限りではありません。
- 5 「旧納税地及び旧法人名等」の欄は、納税地又は法人名に変更があった場合に、変更前の納税地又は法人名を記載します。なお、申告対象法人が外国法人である場合において、その納税地と国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるもの（以下5において「事務所等」といいます。）のうち主たるものの所在地とが異なるときは、その国内にある主たる事務所等の所在地を記載します。
- 6 「対象会計年度分の法人税 申告書」及び「課税対象会計年度分の地方法人税 申告書」の空欄は、国内最低課税額に係る確定申告及び国内最低課税額に係る特定基準法人税額に係る確定申告をする場合には「確定」と記載し、修正申告をする場合には「修正確定」と記載します。なお、期限後申告をする場合には、その旨を併せて記載します。